かぞくようちょうさひょう えー 家族用調査票(A2)

ちょうさひょうばんごう調査票番号

120001

しょう しゃ じ き そ ちょうさひょう かぞくょう **障 がい者(児)基礎調査票 (家族用)**

**ご家族などの親族の方にお渡しください

(お答えいただく前に)

- この調査票は、障がいのある方のご家族などの親族の方がお答えください。
- この調査はお名前を書く必要はありません。個人の秘密は守られますので ご安心してお答えください。
- お答えになりたくないことは、無理にお答えにならなくても結構です。
- この調査は令和7年12月1日現在の状況でお答えください。

- わからないことがありましたら、こちらまでお問い合わせください -

フリーダイヤル : 0120-060-313

ファックス: 06-6262-6962

ラ けっ けじ か ん げつ きんようび どょう にちよう しゅくじつ のぞ 受 付 時 間 : 月~金曜日 (土曜・日曜・祝日を除く)

午前9時~12時/午後1時~5時

おおさか しふく しきょく しょう しゃ しさくぶ しょう ふくし か 大阪市垣外 民 飛音がい 芝梅笠部 陪がい 垣外理

大阪市福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

おおさか し けんこうきょく けんこうすいしん ぶ けんこう けんこう 大阪市健康局 健康推進部 こころの健康センター

〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号

_{ちょうさひょう} この調査票で「あなた」とは 障 がいのある方のご家族の方のことです

-	めなたのことに りいくめたり ねしさ	天 9 。		
問1	あなたの満年齢はおいくつですか。次の		にお書きください。	
				歳
問2				
	あなたは、障がいのある方からみて、次 あてはまる番号に1つだけ でをつけてく			
Γ	<u> </u>			
	1. 親		予	
	3. きょうだい	4.	配偶者(夫または妻)	
	5. その他の親族など			
<u>-</u>				
問3	あなたの健康状態についておたずねし			
	あてはまる番号に1つだけ 〇をつけてく	ださい	0	
	1. 健康(特に体調が優れないところは	はない)		
	2. 入院や通院はしていないが、体調	。 すぐ が 優 れ	ない	
	3. 通院中	4.	^{にゅういんちゅう} 入院中	
L				
とい 問4	あなたの収入状況についておたずね	します。)	
	あなたが得ている主な収入は、次のう		ですか。	
	あてはまる番号すべてに ○をつけてくた	ぎさい。		
	きゅうりょう ほうしゅう いっぱんきぎょう 1. 給料・報酬(一般企業など)	2.	じぎょうしゅうにゅう じぇいぎょう 事業収入(自営業など)	
	3. パート・アルバイト	4.	phieh であて 年金·手当	
	tubo ほごり 5. 生活保護費	6.	ざいさんしゅうにゅう やちん り ししゅうにゅう 財産収入(家賃や利子収入なる	ど)
	しんぞく ふょう 7. 親族の扶養または援助	8.	その他()

覧5 障がいのある方は現在、どちらにお住まいですか。

<u>あてはまる番号に1つだけ</u> ○をつけてください。

ただし、障がいのある方が現在施設に入所されている場合は、入所する前に住まれていた

「を選んでください。

1. 旭区	2. 阿倍野区	3. 生野区	4. 北区
5. 此花区	6. 城東区	7. 住之江区	8. 住吉区
9. 大正区	10. 中央区	71. 鶴見区	12. 天王寺区
13. 浪速区	14. 西区	15. 西成区	16. 西淀川区
17. 東住吉区	18. 東成区	19. 東淀川区	20. 平野区
21. 福島区	22. 港区	23. 都島区	24. 淀川区

問6	障がいのある方の満年齢はおいくつですか。次の	にお書きください。
		さい。

問7 障がいのある芳の障がいは、次のうちどれにあてはまりますか。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1.	Lhatillus ³ 身体障がい	2.	^{ちてきしょう} 知的障がい
3.	精神障がい	4.	はたた。 発達障がい(※1)
5.	こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい(※2)	6.	^{熟びょう} 難病(※3)

- ※1 発達障がい・・・首閉症、アスペルガー症候群、その他の広気性発達障がい、学習障がい、 経意欠陥多動性障がい、その他のこれに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低性齢において発現するものを言います。
- ※2 高次脳機能障がい・・・頭部の病気や事故により脳に損傷を受け、その後遺症として、記憶・意思・ 感情などの高度な脳の働きに障がいが現れる状態を言います。
- ※3 難病・・・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で厚生労働省が定める障害者総合 支援法の376疾病を言います。

間8 障がいのある方の障がい者手帳の種類・等級は、次のうちどれですか。 あてはまる番号すべてにOをつけてください。

- 1. 身体障がい者手帳1級
- 3. 身体障がい者手帳3級
- 5. 身体障がい者手帳5級
- 7. 療育手帳A
- 9. 療育手帳B2
- 11. 精神障がい者保健福祉手帳2級
- 13. 持っていない

- 2. 身体障がい者手帳2級
- 4. 身体障がい者手帳4級
- 6. 身体障がい者手帳6級
- 8. 療育手帳B1
- 10. 精神障がい者保健福祉手帳1級
- 12. 精神障がい者保健福祉手帳3級

問9

たい しんたいしょう しゃてちょう きゅう しんたいしょう しゃてちょう きゅう まる かた 間8で「1.身体障がい者手帳1級」から「6.身体障がい者手帳6級」に○をつけた方に おたずねします。

障がいのある方の障がいの種類(部位)は次のうちどれですか。 あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 視覚障がい(首が不自由)
- 2. 聴覚障がい・平衡機能障がい(耳が不自由)
- 3. 音声・言語・そしゃく機能障がい(声が出ない、ものがかめない)
- 4. 肢体不自由(手や足が不自由) 5. 内部障がい(心臓)

6. 内部障がい(腎臓)

- 7. 内部障がい(呼吸器)
- 8. 内部障がい(ぼうこう又は直腸) 9. 内部障がい(小腸)
- 10. 内部障がい(免疫機能障がい)
- 11. 内部障がい(肝臓)

間10 障がいのある方は自立支援医療(精神通院)を受給されていますか。 **あてはまる番号に1つだけ** のをつけてください。

1. 受給している

2. 受給していない

2 **障がいのある方との関わりについておたずねします。**

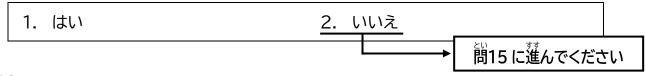
問11 あなたが、障がいのある方に介助や付き添い、見守りなどの支援をするのは、どんな時ですか。

あてはまる番号すべてに^{まる}をつけてください。

1.	外出する時	2.	こゆうよく 入浴する時
3.	食事をする時	4.	排泄の時
5.	きが 着替えをする時	6.	ままうり そうじ せんたく 調理・掃除・洗濯などをする時
7.	通院する時	8.	icpolich cet 入院の時
9.	いりょうてき 医療的ケアをおこなう時	10.	コミュニケーションをとる時
11.	その他()
12.	がいじょ 介助や付き添い、見守りなどの支援	はして	「いない、その必要がない

問12 家族や親族のなかで 18歳未満の方が、障がいのある方に介助や付き添い、見守りなどの支援をしていますか。

<u>あてはまる番号に1つだけ</u>○をつけてください。



問13

かじなどをされている障がいのある方は、18歳未満の方からみて、家族や親族のなかでどなたにあたりますか。<u>あてはまる番号すべてに</u>

②をつけてください。

1. 母親	見 2.	^{ちちおや} 父親	3.	そ 祖 母	4.	祖父	
5. ₹	ょうだい		6.	その他()

問14

18歳未満の芳が、障がいのある芳の介助などをする頻度はどの程度ですか。 **あてはまる番号に1つだけ** るつけてください。

1.	ほぼ毎日	2.	^{いっか} 週3~5日	3.	^{しゅう} 1~2日	
4.	^{げつ すうじつ} 1か月に数日	5.	その他()

削15 あなたは、障がいのあるがの介的などをするうえで困っていることや不安なことはありますか。**あてはまる番号すべてに**○をつけてください。

- 1. 通所先などへの送り迎えがたいへん
- 2. 経済的なこと
- 3. 就労する時間がない
- 4. 他の用事をする時間がない
- 5. 相談をする相手がいない、または相談しにくい
- 6. 同居している他の高齢者・障がいのある方・乳幼児などの世話
- 7. 病気・高齢などで健康・体力が不安
- 8. ストレスなどの精神的な負担が大きく、介助ができない
- 9. いつまで介助できるかが不安
- 10. 障がいや病気に対する情報の不足
- 11. どのようなサービスを利用できるかわからない
- 12. 介助(医療的ケアなど)を代わってもらえる人がいない
- 13. 深夜帯の介助(医療的ケアなど)により、睡眠が十分にとれない
- 14. 繁急時に利用できる支援(ショートステイなど)がない
- 15. その他(上記以外で困っていることなどお書きください)

(

16. 特にない

問16 障がいのある方は普段、日中の時間をどのように過ごしていますか。 **あてはまる番号すべてに**○をつけてください。

- 1. 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校、大学など(通信制 を含む)に通っている
- いっぱんきぎょう じぇいぎょう ざいたくきんむ しなら 一般企業、自営業、在宅勤務などで働いている
- 3. 通所事業など障がい福祉に関するサービスなどを利用している
- 趣味、スポーツ、レクリエーションなどの活動をしている
- 5. 地域活動、ボランティア活動などに参加している
- 6. ほとんど外出せずに、家にいることが多い(在宅勤務している方は除く)
- 7. 病院に入院している 8. 施設に入所している

→ 問18 へ

)

9. その他()

問17

(通信制を含む)に通っている」に〇をつけた方におたずねします。

埋たずい しゅう 現在、障がいのある方が通学等をしていて、あなたが思うことは、次のうちどれですか。 あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 療育、教育、訓練、支援等の情報が足りない
- 2. 通園、通学先での介助(トイレ・食事など)が不十分
- 3. 通園、通学先等への送迎にかかる負担の軽減
- 4. 通園、通学先等での指導・支援の仕方が心配
- 5. 友達との関係づくりがうまくできない
- 6. 学校卒業後の進路が心配
- 7. 余暇の過ごし方に困っている
- 8. 長期休暇の過ごし方に困っている
- 9. 医療的なケアが受けられない
- 10. その他(

11. 特にない

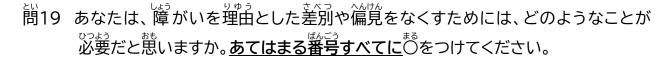
4 その他のことについておたずねします。

問18 ①あなたは、家族の立場からみて、ここ1年の間に障がいのある方が、障がいを 理由に不快(差別)や不便を感じたり、障がいに関する理解が行き届いていないと 感じた時はどんな時ですか。<u>あてはまる番号すべてに</u>色をつけてください。

1.	きょういく 教育を受ける時	
2.	働こうとした時、働いている時	
3.	趣味・スポーツなどの活動をする時	
4.	こうきょうこうつうきかん りょう とき 公共交通機関を利用する時	
5.	こうきょうしせつ たてもの どうろ こうえん 公共施設(建物・道路・公園など)などを利用する時	
6.	市役所や区役所などを利用する時	
7.	温祉サービスを利用する時	
8.	いりょうきかん りょう とき 医療機関を利用する時	
9.	ひつよう じょうほう さが しょうほうていきょう う とき 必要な情報を探したり情報提供を受ける時	
10.	じゅうたく こうにゅう じゅうたく にゅうきょ とき 住宅の購入または住宅に入居する時	
11.	せいじかつどう。 せんきょ こさんか ことき 政治活動や選挙に参加する時	
12.	かぞく しゅうい ひと りかい え 家族や周囲の人の理解を得ようとする時	
13.	買物や外食などをする時	
14.	その他()

② 問18 で○をつけた具体的な事例があれば書いてください。

15. 不快(差別)や不便を感じたことはない



- 1. 学校での教育
- 2. 事業者(企業や店舗など)での研修
- 3. 地域でのイベントなどの開催
- 4. テレビやラジオでの啓発
- えずえぬえず えつくす ふぇぃすぶっく いんすたぐらむ りょう けいはつ SNS(X、Facebook、Instagramなど)を利用した啓発
- 6. その^た()
- 間20 大阪市には障がいを理由とする差別に関する相談窓口があります。あなたがその 相談窓口として知っているものはどれですか。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 区役所
- 2. 区障がい者基幹相談支援センター(各区1か所)
- 3. 地域活動支援センター(生活支援型)(市内9か所)
- 4. 大阪市人権啓発・相談センター
- 5. すべて知らない
- 問21 あなたは、災害時などに備え、日ごろからどのような準備をしていますか。 **あてはまる番号すべてに**をつけてください。
 - 1. 水・食料・日用品・医薬品などの準備ができている
 - 2. 避難所までの経路や方法の確認ができている
 - 3. 家族や親族などに手助けが求められるようにしている
 - 4. その他()
 - 5. 特にしていない

(具体的な理由:)

覧22 あなたが地震や台風などの災害時に必要と思うことは次のうちどれですか。 **あてはまる番号すべてに**○をつけてください。

- 1. 障がいに応じた情報提供
- 2. 安全な場所(避難所など)への誘導や介助などの支援
- 3. 避難所の建物・設備などの整備
- じんこうこきゅうき いりょう き き でんげん かくほ 人工呼吸器など医療機器の電源の確保
- 5. 避難所での介護やコミュニケーションなどの人的支援
- 7. 医療的ケアの充実と医薬品などの提供
- 8. 災害時における避難支援プラン(個別計画)(※)の作成
- 9. その他(
- 10. 特にない
- ひなんしえん こべつけいかく さいがいじ ぐたいてき しえんないよう しえんしゃ ひなんほうほう きさい ※ 避難支援プラン(個別計画)…災害時における具体的な支援内容や支援者、避難方法を記載したも のをいいます。
- 覧23 あなたが災害時などの緊急時に協力を求めることができる相手はどなたですか。 あてはまる番号すべてに○をつけてください。
 - 1. 友人・知人・職場の同僚
- 2. 近所の人・地域の人
- 3. 区役所・保健福祉センターの職員 4. 保育所・幼稚園・学校の職員

- 5. 医療機関の職員
- 6. 福祉サービス事業所などの職員
- しょう しゃきかんそうだんしぇん そうだんしぇんじぎょうしょ そうだんきかん しょくいん 瞳がい者基幹相談支援センター・相談支援事業所・相談機関の職員
- 8. 障がい者団体や家族会の人
- 9. 見守り相談室の職員
- 10. その他()
- 11. 協力を求めることができる相手がいない

間24 あなたが障がいのある方への取組について望むことは何ですか。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. ホームヘルプサービスの充実
- 2. 日中活動の場の充実
- 3. ショートステイサービスの充実
- 4. グループホームの充実
- 5. 相談支援体制の充実
- 6. 障がい福祉サービスの利用者負担の軽減
- 7. 地域移行支援(※1)の充実 8. 就労支援の充実

- 9. 所得の保障
- 10. 交通バリアフリーなどの福祉のまちづくりに基づく環境整備
- 11. 暮らしやすい住宅の整備
- 12. 保健・医療・リハビリテーションの充実
- 13. 障がいの特性に配慮した情報提供の充実
- 14. 外出時の支援の充実
- 15. 趣味・余暇活動の場の確保
- 16. 高齢障がい者支援の充実
- 17. 夜間・休日・緊急時の連絡・相談支援体制の確保
- 18. 地域での見守り体制の充実
- 19. 障がいに対する理解を深めるための啓発・広報の充実
- 20. 成年後見制度などの権利擁護支援の充実
- 21. 災害時などの緊急時の防災対策
- 22. 差別解消の推進
- 23. 子育て等の支援の充実
- 24. 認定こども園・幼稚園・保育所等への入所・入園や入学等の受入れ体制の 整備
- 25. 親なき後の支援の充実
- 26. ヤングケアラー(※2)への支援の充実
- 27. その他()
- 28. 特にない
- ちいきいこうしえん しせつ びょういん で じぶん す く しょん しえん ※1 地域移行支援・・・施設や病院を出て、自分の住みたいところで暮らすための支援です。
- ほうれいじょう ていぎ いっぱん ほんらいおとな にな そうてい ※2 ヤングケアラー・・・・法 令 上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている かじ かぞく せわ にちじょうてき おこな 家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもとされています。

問25 障がいのある方への取組について、ご意見などがありましたらご自由にお書きくださ

ご協力ありがとうございました。

「本人用調査票」(A1)もいっしょに返送用封筒に入れて、 ・ 切手を貼らずにや 12月20日(土)までにポストにお入れください。

大阪市行政オンラインで答えていただいた方は、調査票をポストに入れないでください。